

No. 1044 (2019. 3. 5)

## 仮想通貨は「通貨」なのか

### —「支払手段」としての仮想通貨について—

はじめに

#### I 仮想通貨と「通貨」について

- 1 仮想通貨とは
- 2 「通貨」の捉え方

#### II 我が国における現状

- 1 法令上の整理
- 2 「投資用資産」としての現状
- 3 「支払手段」としての現状

#### III 今後に向けた論点

- 1 我が国を含む国際的な潮流
- 2 新たな法整備の動き
- 3 送金向きの仮想通貨
- 4 「ステーブルコイン」と「デジタル通貨」

おわりに

キーワード：仮想通貨、投資用資産、支払手段、資金決済法、金融商品取引法、仮想通貨バブル、暗号資産、ステーブルコイン、デジタル通貨、中銀デジタル通貨

- 我が国の仮想通貨にあっては、「投資用資産」としての側面がクローズアップされる一方、法令の上ではモノやサービスに対する「支払手段」として整理され、通貨に準ずる取扱いがなされてきた。
- 「投資用資産」に留まらず「支払手段」としても市中に広がってきた仮想通貨であるが、「仮想通貨バブル」の崩壊などを受け、最近では先行きが危ぶまれ始めている。通貨としての役割に懐疑的な見方から、その呼称を「暗号資産」と言い換える動きも見られる。
- 「支払手段」としての仮想通貨の今後をめぐっては、送金に特化した仮想通貨や、いわゆる「ステーブルコイン」、「デジタル通貨」などが注目を集めている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 かわばた かずま 川端 一摩

## はじめに

2018（平成 30）年、「仮想通貨」は年間の「新語・流行語大賞」にノミネートされた<sup>1</sup>。2009（平成 21）年 1 月に「ビットコイン（bitcoin）」<sup>2</sup>が市中に出回り始めてから 10 年、仮想通貨の存在は、今や我が国の社会に知れ渡った感がある。

仮想通貨をめぐるのは、売買価格の乱高下や不正流出事件などが世間を賑わせており、その「投資用資産」の側面がクローズアップされることが珍しくない。一方、仮想「通貨」という呼称が示すとおり、仮想通貨には「支払手段」としての機能も備わっている。

本稿では、このうち特に後者に着目し、仮想通貨の「通貨」としての働きについて考えるべく、仮想通貨と「通貨」の概念を整理し（第 I 章）、我が国における仮想通貨の現状について通観した上で（第 II 章）、今後の支払手段としての仮想通貨利用に向けた論点をいくつか紹介する（第 III 章）。

## I 仮想通貨と「通貨」について

### 1 仮想通貨とは

仮想通貨は一般に、紙幣や貨幣のような実体を持たず、「ブロックチェーン」と呼ばれる分散型台帳技術<sup>3</sup>を用いてインターネット上でやり取りがなされる電子データである。その管理を中心となって担うような国家や企業など（中央管理者）は存在せず、仮想通貨の価値は法定通貨と連動しない。この点、国家が価値を保証した法定通貨の決済を電子的に処理する「電子マネー」とは、電子データによる「支払手段」という性格こそ共通しているものの、基本的な成り立ちが異なっている。

仮想通貨を支払に利用することで、モノやサービスの購入の際には、法定通貨を通さずそのまま仮想通貨を媒介した決済処理が可能となる。また、国を越えた支払取引などにおいて、例えば日本円と米ドルといった法定通貨間の両替が必須でなくなると同時に、既存の銀行や資金移動業者<sup>4</sup>を経由することなく、低廉な手数料で国際送金を行うことができる。

2018（平成 30）年 4 月現在、実際に流通しているものに限っても、仮想通貨は全世界で 1,500 種類以上が存在しているという<sup>5</sup>。

\* 本稿執筆のためのインターネット情報などへの最終アクセスは、2019（平成 31）年 2 月 22 日である。

<sup>1</sup> 「「現代用語の基礎知識」選 ユーキャン 新語・流行語大賞 第 35 回 2018 年 ノミネート語」自由国民社 HP <<https://www.jiyu.co.jp/singo/>>

<sup>2</sup> 仮想通貨の代名詞的な存在として知られるビットコインは、2008（平成 20）年に「Satoshi Nakamoto」なる人物がインターネット上で発表した論文を基に、非中央集権的な決済システムの実現に向けて展開されてきた最初の仮想通貨である。

<sup>3</sup> ブロックチェーン（分散型台帳技術）のネットワークにおいては、中央集権的な管理サーバーなどは用いられず、データはネットワーク利用者の端末に記録される。集中管理型のシステムに比べてデータの改ざんや破壊が行われにくく、低コストでのシステム運営が可能と言われている。

<sup>4</sup> 資金移動業者は、「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）に基づき、100 万円以下の送金業務を行うことが認められた登録業者である。

<sup>5</sup> 日本仮想通貨交換業協会「仮想通貨取引についての現状報告」2018.4.10, pp.3, 8. <[https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/tokei\\_20180410.pdf](https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/tokei_20180410.pdf)>

## 2 「通貨」の捉え方

「通貨」とは、一般にはそのまま各国の法定通貨を指すことが多い。これに対し、経済学や金融学における通貨の概念は幅広く、モノやサービスをめぐる交換・支払の手段やその価値を測る尺度として働くとともに、当該価値を将来にわたり物理的な劣化なく貯蔵する何かしらの媒体と整理されている<sup>6</sup>。

太古の昔には、こうした「支払手段」、「価値尺度」、「価値貯蔵」の機能を担う通貨として、人々の間で「貝」や「石」、「骨」などが流通していたと言われる<sup>7</sup>。また、海外の刑務所においては受刑者の間で「たばこ」が通貨として利用されてきたといい、最近では、米国の刑務所内で「インスタントラーメン」がその役割を果たしているとの研究もある<sup>8</sup>。

そして、現代社会にあつては、特定のコミュニティや地域内に限りこれら3つの機能を備えた「ポイント」や「地域通貨」のような媒体も、広義には通貨の範疇に含まれることになる。実体のない電子データであったとしても、この点に違いはない<sup>9</sup>。

つまり、「通貨」という用語は、用途や時代、場面などに応じて弾力的に捉えられていると言える。

## II 我が国における現状

仮想通貨が社会に浸透していく中、我が国においては仮想通貨に関する立法措置が講じられてきた。本章では、その内容を概観し、「投資用資産」と「支払手段」の両側面から仮想通貨の現状を整理する。

### 1 法令上の整理

#### (1) 資金決済法の改正

2017（平成29）年4月、「資金決済に関する法律」が改正され<sup>10</sup>、仮想通貨は初めて我が国の法律上に位置付けられた。ここでは、仮想通貨の要件として、①モノやサービスの代価として「不特定」の者に対して利用できる、つまり広く「支払手段」であること、②電子的に記録され移転できる「財産的価値」であること、③法定通貨または法定通貨建て資産ではないことの3点が挙げられている<sup>11</sup>。

この定義に照らした場合、例えば、仮想通貨の先駆けである「ビットコイン」は全ての要件に合致するため、資金決済法上でも「仮想通貨」として取り扱われる。他方、支払の利用先が「特定」されるような「電子マネー」、「ポイント」や「地域通貨」は要件①を、また、法定通貨と価値が連動したいわゆる「ステーブルコイン」は要件③を満たさず、いずれも同法が想定

<sup>6</sup> 例えば、島村高嘉・中島真志『金融読本 第30版』東洋経済新報社、2017、pp.1-4.

<sup>7</sup> 例えば、同上

<sup>8</sup> Michael Gibson-Light, “Ramen Politics: Informal Money and Logics of Resistance in the Contemporary American Prison,” *Qualitative Sociology*, 41(2), June 2018, pp.199-220.

<sup>9</sup> ポイントや地域通貨などについては、川端一摩「地域通貨の現状とこれから—各地域の具体的な取組事例を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1014, 2018.9.25. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11159896\\_po\\_I B1014.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11159896_po_I B1014.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>10</sup> 「銀行法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第49号）

<sup>11</sup> 資金決済法第2条第5項及び同条第6項

する仮想通貨には該当しないと考えられている<sup>12</sup>。(ステーブルコインについては、第Ⅲ章で改めて紹介する。)

なお、多くの仮想通貨が備える特徴のうち「ブロックチェーン」技術の採用や中央管理者の不在といった部分は、同法における仮想通貨の定義には含まれていない。

金融商品全般をカバーする金融商品取引法(昭和23年法律第25号)ではなく、資金決済サービスの在り方を対象とする資金決済法上で仮想通貨が規定されたことを受け、我が国においては、仮想通貨がいわゆる「金融商品」ではなく「通貨に準ずる存在」であるという法令上の解釈が可能となった<sup>13</sup>。

## (2) 消費税法施行令の改正

仮想通貨の購入に際しては、以前は「モノやサービスの消費」に係る税である消費税が課されており、同税の対象外である「プリペイドカード」や「商品券」などの購入と異なったこの取扱いに対し、疑問を呈する見方が少なくなかった<sup>14</sup>。

平成29(2017)年3月、先に紹介した資金決済法の改正を受け、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)を改正する政令が公布された<sup>15</sup>。これによって、仮想通貨は消費税法(昭和63年法律第108号)の上でもプリペイドカードや商品券などと並ぶ「支払手段」として扱われることとなり、同年7月以降、仮想通貨の購入は消費税の課税対象から除外されている<sup>16</sup>。

## (3) 所得税法上の整理

仮想通貨をめぐっては、その売却などによって投資家が得た利益は所得税法(昭和40年法律第33号)上の雑所得<sup>17</sup>に区分され、所得税や住民税の対象となる。課税方法については、金融所得<sup>18</sup>に対する税率20.315%<sup>19</sup>の一律課税とは別の仕組みが採られており、所得税では売却益などの額に応じて5~45%の7段階の累進税率が適用され、加えて、この所得税額の2.1%に相当する復興特別所得税と、売却益などの10%に相当する住民税が賦課される<sup>20</sup>。

したがって、仮想通貨の売却などに当たっては、計上された利益からおよそ15~56%が課税される可能性がある。

## 2 「投資用資産」としての現状

法令の上で「支払手段」の一端に位置付けられた仮想通貨であるが、同時に、金融市場にあ

<sup>12</sup> 例えば、石川貴教ほか著、増島雅和・堀天子編著『FinTechの法律2017-2018』日経BP社、2017、pp.382-383; Kevin Helms, “Japanese Regulator: Stablecoins Are Not Cryptocurrencies Under Current Law,” Oct 29, 2018. Bitcoin.com HP <<https://news.bitcoin.com/japanese-regulator-stablecoins-cryptocurrencies/>>

<sup>13</sup> 例えば、中島真志『After Bitcoin—仮想通貨とブロックチェーンの次なる覇者—』新潮社、2017、pp.43-45.

<sup>14</sup> 例えば、「ビットコイン 非課税化の議論 税収か国際競争力か」『日本経済新聞』2016.2.29.

<sup>15</sup> 「消費税法施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第109号)

<sup>16</sup> 消費税法施行令第9条第4項及び第48条第2項

<sup>17</sup> 雑所得とは、所得税法上の利子所得、配当所得、事業所得、給与所得、不動産所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得のいずれにも該当しない所得のことをいう。

<sup>18</sup> 金融所得は、預金、債券、株式や投資信託といった各金融資産がもたらす利子所得、配当所得と譲渡所得の総称である。

<sup>19</sup> 15%の所得税、0.315%の復興特別所得税と5%の住民税の税率を足し合わせたもの。

<sup>20</sup> 国税庁個人課税課「仮想通貨に関する所得の計算方法等について(情報)」2017.12.1. <<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/171127/01.pdf>>

っては、仮想通貨は売買収益が期待される「投資用資産」とみなされている<sup>21</sup>。

我が国における仮想通貨の売買取引額は、2014（平成 26）年度には年間で 26 億円に過ぎなかった。これが、2015（平成 27）年度に 900 億円弱、2016（平成 28）年度に約 3 兆 5 千億円、2017（平成 29）年度には約 69 兆円と、文字通り桁違いの増加を続けてきた<sup>22</sup>。

中でも拡大が目立つのが、元手（証拠金）の何倍にも及ぶ資金がやり取りできるレバレッジ取引が可能な、仮想通貨の「証拠品取引」（いわゆる「仮想通貨 FX」）などである<sup>23</sup>。その規模は、2014（平成 26）年度の 2 億円から、2015（平成 27）年度に 270 億円、2016（平成 28）年度に約 1 兆 9 千億円、2017（平成 29）年度には約 56 兆円と、現物の売買取引をも凌ぐ伸びを見せてきた<sup>24</sup>。

このような動きの一因は、高い投機性で一部の投資家に人気を博する「外国為替証拠金取引」（いわゆる「FX 取引」）<sup>25</sup>のシェアが、ここ何年かで仮想通貨の売買取引に移行したことにありとも言われている<sup>26</sup>。

そして、仮想通貨はこの 2 年ほどの間、激しい価格変動にさらされてきた。図 1 のとおり、2017（平成 29）年 4 月頃まで 1,000 米ドルほどであった「ビットコイン」1 単位（BTC）当たりの価格は、同年 10 月に 5,000 米ドル、12 月には 1 万米ドルを超え、一時は 2 万米ドル前後まで高騰した。しかし、その後は現在まで下落局面が続いており、最近ではピーク時の 5 分の 1 程度の価格水準で売買取引が行われている<sup>27</sup>。



(注) 2017（平成 29）年 1 月 1 日から 2019（平成 31）年 1 月 31 日まで、毎日の終値をグラフ化した。

(出典) CoinMarketCap HP <<https://coinmarketcap.com/>> におけるデータを基に筆者作成。

ビットコイン以外の「アルトコイン（オルトコイン）」と総称される仮想通貨も、図 2 に示した「イーサリアム（ethereum）」<sup>28</sup>のように、おおむねビットコインと同様の値動きを見せて

<sup>21</sup> 「投資用資産」としての仮想通貨の動向については、大森健吾「仮想通貨交換業をめぐる金融行政の課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1030, 2018.12.18. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11203253\\_po\\_IB1030.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11203253_po_IB1030.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>22</sup> 日本仮想通貨交換業協会 前掲注(5), pp.14-16.

<sup>23</sup> 本稿執筆の時点では、仮想通貨 FX におけるレバレッジに制限は設けられていない。

<sup>24</sup> 日本仮想通貨交換業協会 前掲注(5), pp.14-16.

<sup>25</sup> FX 取引においては、レバレッジの上限は 25 倍までに規制されている。

<sup>26</sup> 例えば、「FX 取引 3 年連続減へ 今年、仮想通貨へ流れる」『日本経済新聞』2018.12.31.

<sup>27</sup> CoinMarketCap HP <<https://coinmarketcap.com/>>

<sup>28</sup> 2014（平成 26）年に流通が始まったイーサリアムは、そのブロックチェーンのネットワーク上に取引の契約条件や履行内容など詳細なデータが記録され、これに応じたプログラムが自動的に実行されるという「スマートコントラクト」の仕組みを備えているのが特徴である。

きた。こうした仮想通貨の価値をめぐる一連の動きについて、「仮想通貨バブル」の発生から崩壊の過程と捉える見方は少なくない<sup>29</sup>。



(注) 2017（平成29）年1月1日から2019（平成31）年1月31日まで、毎日の終値をグラフ化した。

(出典) CoinMarketCap HP <<https://coinmarketcap.com/>> におけるデータを基に筆者作成。

### 3 「支払手段」としての現状

#### (1) 「支払手段」利用の機会の広がり

日本国内でモノやサービスの代価として「ビットコイン」が利用できる店舗は、数年前には数えるほどでしかなかった<sup>30</sup>。それが、2018（平成30）年3月までに、関連団体の調査により分かっているだけでも5万2000件余りまで拡大を続けてきた<sup>31</sup>。

現在、ビットコインによる支払は家電量販店（ビックカメラやヤマダ電機など）や中古車販売店（IDOM）、眼鏡専門店（メガネスーパー）、旅行代理店（エイチ・アイ・エス）などの店舗の一部で可能となっており、全国各地の飲食店などでもビットコイン決済の導入事例が見られる<sup>32</sup>。最近では、「アルトコイン」による支払が可能な店舗も少数ながら現れている<sup>33</sup>。

実店舗における仮想通貨決済への取組は、元々はインバウンド集客をターゲットにしたようなケースが大半であった。ところが、実際には店舗側の思惑を越え、訪日外国人の利用に留まらず、日本人が仮想通貨を用いて支払を行うといった場面も少なくないという<sup>34</sup>。

#### (2) 「支払手段」機能への懸念

利用可能な店舗こそ増えたものの、仮想通貨はその多くの店舗において、利用客から支払を受けた後、仮想通貨交換業者<sup>35</sup>によって早々に日本円に換金されているという。これは、昨今の仮想通貨に顕著な資産価格の乱高下が懸念されての手立てである<sup>36</sup>。店舗側は仮想通貨を法定

<sup>29</sup> 仮想通貨を含む様々な資産で懸念されているバブルについては、川端一摩「資産価格バブルと日本経済の現状」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1008, 2018.6.26. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11114076\\_po\\_1008.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11114076_po_1008.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>30</sup> 例えば、「ビットコイン 増加の影」『読売新聞』2015.8.4, 夕刊。

<sup>31</sup> 日本仮想通貨交換業協会 前掲注(5), p.25。

<sup>32</sup> 例えば、向山勇「導入増えるビットコイン支払い 上昇相場で決済も増える」『エコノミスト』95巻41号, 2017.10.24, p.31。

<sup>33</sup> 日本仮想通貨交換業協会 前掲注(5), p.25。

<sup>34</sup> 例えば、「利用は訪日客より日本人 ビットコイン決済は道半ば」『週刊東洋経済』6758号, 2017.11.4, p.54。

<sup>35</sup> 仮想通貨交換業者は、資金決済法に基づき、仮想通貨の売買や交換などを業として行うことが認められた登録業者である。

<sup>36</sup> 例えば、「ゆるみとゆがみ 仮想通貨の虚実 上 乱高下しすぎて使えない」『日本経済新聞』2018.6.28。

通貨に置き換える対象として受け入れているに過ぎないとし、こうした使われ方を「仮想通貨による支払」と捉えることに関しては否定的な見方がある<sup>37</sup>。

また、最近では、2018（平成30）年1月に我が国で発生した仮想通貨「NEM」の不正流出事件<sup>38</sup>や先に紹介したビットコインなどの値崩れの影響から、仮想通貨をめぐる人々の信認が凋落し、一旦は盛り上がった「支払手段」としての仮想通貨へのニーズはもはや勢いを失ったと指摘する向きもある<sup>39</sup>。

通貨に準ずるとされる我が国の仮想通貨は、本来は「支払手段」、「価値尺度」、「価値貯蔵」という広義の通貨の機能を備え得ると考えられる。しかし、現在のところでは、仮想通貨はこれら3つの機能を果たせていないと言われている<sup>40</sup>。

### Ⅲ 今後に向けた論点

第Ⅱ章で見てきたような現状から、仮想通貨の今後に向けては様々な論点が想定される。本章では、「支払手段」としての仮想通貨をめぐる国際的な潮流と日本銀行の見解を概観し、新たな法整備を見据えた我が国の行政の動向を確認した後、送金向きの仮想通貨「XRP」や、「ステーブルコイン」、「デジタル通貨」と呼ばれる媒体について紹介する。

#### 1 我が国を含む国際的な潮流

##### (1) 世界の大勢と「暗号資産」

近年、仮想通貨をめぐるのは、その「支払手段」としての役割が世界的に疑問視されつつある。例えば、欧州中央銀行（European Central Bank: ECB）のマリオ・ドラギ（Mario Draghi）総裁やイングランド銀行（Bank of England: BOE）のマーク・カーニー（Mark Carney）総裁、米国の連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board: FRB）のジャネット・イエレン（Janet Yellen）前議長は、代表的な仮想通貨である「ビットコイン」に対し、いずれも「通貨」とはみなし難いといったような見解を示している<sup>41</sup>。

G20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議）では、2018（平成30）年3月発表の声明の中で、仮想通貨がソブリン通貨<sup>42</sup>の特性を欠いていると言及された。そして、同声明以降、呼称における「通貨」という表現が廃され、「仮想通貨（virtual currency）」は「暗号資産（crypto-asset）」と言い換えられている<sup>43</sup>。

<sup>37</sup> 「「仮想通貨交換業等に関する研究会」（第3回）議事録」2018.5.22. 金融庁 HP <<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180522-2.html>>

<sup>38</sup> 2018（平成30）年1月、我が国のコインチェック社が不正アクセス攻撃を受け、580億円に相当するNEMが流出した。

<sup>39</sup> 例えば、「仮想通貨 宴の後 上 マネー退出しほむ期待」『日本経済新聞』2018.11.6.

<sup>40</sup> 例えば、中島真志「経済教室 仮想通貨の未来 上 通貨の3大機能 満たせず」『日本経済新聞』2018.3.19.

<sup>41</sup> 例えば、「英中銀総裁 ビットコイン 「通貨として失敗」」『日本経済新聞』2018.2.20, 夕刊; 「ビットコイン「非常に投機的」 イエレン氏、懐疑的な見方」『日本経済新聞』2017.12.14, 夕刊.

<sup>42</sup> ソブリン通貨は、法定通貨を含む、政府や中央銀行が主体的に関与している通貨全般を指す概念と考えられる。文献によっては「ソブリン通貨（法定通貨）」との表記も見られる（尾河真樹『ビジネスパーソンなら知っておきたい仮想通貨の本当のところ』朝日新聞出版, 2018, p.174.）。

<sup>43</sup> 「20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳）（2018年3月19-20日 於：アルゼンチン・ブエノスアイレス）」財務省 HP <[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/g20/180320.htm](https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/180320.htm)>

## (2) 日本銀行の見解

「支払手段」としての仮想通貨の現状に関しては、我が国の金融政策を司る日本銀行の見方も厳しい。

同行の黒田東彦総裁は2017（平成29）年12月、記者会見において「ビットコインにつきましては、今ご指摘のように、価格が非常に大きく変動し、最近は非常に上昇しているということは事実なのですが、やはりこれが支払手段、決済手段として通貨と同じように機能しているかという、そういうものではないと思います。」との考えを述べた<sup>44</sup>。

また、同総裁は2018（平成30）年2月、衆議院予算委員会で「ビットコインなどのいわゆる仮想通貨は、法定通貨ではありませんし、裏づけ資産も持っていません。その結果、現状ではほとんど投機的な投資の対象となっております。送金や支払いへの使用というのはごくわずかのようでございます。また、国際的にも、信頼と使い勝手を備えた円やドルあるいはユーロといったソブリン通貨を凌駕する形で支払い決済手段として広く使われていく可能性は低いという見方が大宗でございます。」と答弁している<sup>45</sup>。

## 2 新たな法整備の動き

仮想通貨をめぐる諸課題への対応を検討するべく、2018（平成30）年3月、産学の有識者を構成員とした「仮想通貨交換業等に関する研究会」が金融庁に設置された。同研究会は同年12月に報告書を取りまとめ、仮想通貨交換業者に対して仮想通貨の不正流出<sup>46</sup>に備えた弁済原資の確保を義務付けること、第II章で紹介した「仮想通貨FX」におけるレバレッジ取引や仮想通貨の新規発行による資金調達（Initial Coin Offering: ICO）に規制の網を掛けること<sup>47</sup>、その法令上の呼称を「仮想通貨」から国際的な動向に合わせた「暗号資産」に変更することなどを提言した<sup>48</sup>。

政府は、これらの内容を資金決済法と金融商品取引法に反映するため、両法律の改正に向けた法律案を2019（平成31年）3月中旬を目途として今国会（第198回通常国会）に提出する予定としている<sup>49</sup>。

第II章で見てきたとおり、仮想通貨は我が国において、資金決済法に基づく「支払手段」として整理されてきた。この取扱いに加え、同法律案が成立し施行された場合、仮想通貨は「投資用資産」の観点から新たに金融商品取引法の上にも位置付けられるとともに、公的に「暗号資産」と改称されることになる<sup>50</sup>。

<sup>44</sup> 日本銀行「総裁記者会見要旨」2017.12.22. <[http://www.boj.or.jp/announcements/press/kaiken\\_2017/kk1712c.pdf](http://www.boj.or.jp/announcements/press/kaiken_2017/kk1712c.pdf)>

<sup>45</sup> 第196回国会衆議院予算委員会議録第10号 平成30年2月13日 p.14.

<sup>46</sup> 最近では、2018（平成30）年1月のコインチェック事件（前掲注(38)を参照）のほか、同年9月にテックビューロ社が運営する仮想通貨取引所であった「Zaif」から「ビットコイン」など70億円相当が不正流出している。

<sup>47</sup> ICOに対する規制の動向については、飯田晃子「仮想通貨技術を利用した資金調達—ICOの規制をめぐる動向—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1038, 2019.2.14. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11240705\\_po\\_1038.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11240705_po_1038.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>48</sup> 「仮想通貨交換業等に関する研究会 報告書」2018.12.21. 金融庁 HP <<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221-1.pdf>>

<sup>49</sup> この内閣提出予定法律案の名称は「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）」とされている（内閣官房「第198回国会（常会）内閣提出予定法律案等件名・要旨調（平成31.1.28現在）」2019.1.28, p.7.）。

<sup>50</sup> 例えば、「眼光紙背 しぶとい仮想通貨」『日経産業新聞』2019.1.22.

### 3 送金向きの仮想通貨

第Ⅰ章でも触れたとおり、仮想通貨は一般に「送金」の分野で他の「支払手段」よりも優位に立つと考えられている。中でも特に送金に適するとみなされているのが、仮想通貨時価総額で「ビットコイン」に次ぐ規模にあり、その世界第2位の座を「イーサリアム」と競っている「XRP」である<sup>51</sup>。

XRPは、米国のリップル（Ripple）社が提供する送金システムにおいて、法定通貨や仮想通貨の相互交換が行われる際の媒介として利用されている。同社の送金システムは、既存の銀行サービスなどに馴染みやすい点が強みと言われており、次代を担う新たな決済・支払の枠組みの一つとして、我が国でもメガバンクをはじめとした多くの金融機関が導入を見据えて取組を進めている<sup>52</sup>。

仮想通貨としてのXRPの特徴は、リップル社という中央管理者の存在であり、この点から、価値が比較的安定しやすいとの指摘が見られる<sup>53</sup>。しかし、それでも図3のとおり、2017（平成29）年末～2018（平成30）年初頭のピーク時前後における売買価格の急騰・急落ぶりは、ビットコインやイーサリアムなどと大差がない（前掲の図1及び図2を参照）。XRPにあっても、他の仮想通貨と同様に、その価値の安定が支払手段の機能を発揮していく上での課題となっている<sup>54</sup>。

図3 「XRP」1単位（XRP）当たりの価格の推移



(注) 2017（平成29）年1月1日から2019（平成31）年1月31日まで、毎日の終値をグラフ化した。

(出典) CoinMarketCap HP <<https://coinmarketcap.com/>> におけるデータを基に筆者作成。

### 4 「ステーブルコイン」と「デジタル通貨」

#### (1) 「ステーブルコイン」の登場

第Ⅱ章で触れた「ステーブルコイン（stablecoin）」は、「ビットコイン」など多くの仮想通貨とおおむね共通の特徴を有しながら、資産価格が法定通貨や他の仮想通貨に紐付き一定に保たれるという一面を併せ持った媒体である。仮想通貨としての利便性を確保しつつ、後者によって「支払手段」としての利用に向けた価値の安定（stable）が図られている<sup>55</sup>。

<sup>51</sup> 2019（平成31）年1月現在の時価総額は、ビットコインが約600～700億米ドル、イーサリアムが約110～160億米ドル、XRPが約120～150億米ドルである（CoinMarketCap HP <<https://coinmarketcap.com/>>）。

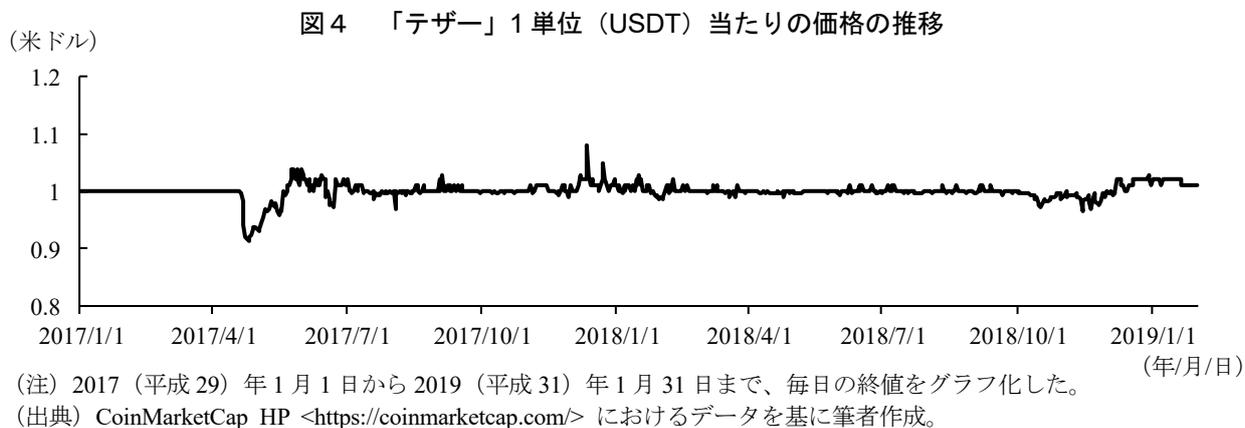
<sup>52</sup> 例えば、「仮想通貨技術で国際送金 三菱UFJ銀など 時間・コスト大幅減」『日本経済新聞』2018.5.15.

<sup>53</sup> 矢作大祐「価格暴落に見る生き残りの条件」『エコノミスト』97巻1号, 2019.1.8, p.99.

<sup>54</sup> 例えば、同上

<sup>55</sup> 例えば、「サイフのみらい 日本円と連動「ステーブルコイン」」『日経流通新聞』2018.10.17.

現在、図4のとおり1単位（USDT）当たりの価格がおよそ1米ドルの「テザー（tether）」<sup>56</sup>をはじめ、複数のステーブルコインが、ビットコインや他の「アルトコイン」と並んで、「投資用資産」の仮想通貨として仮想通貨交換業者を介し売買取引に供されている。こうしたステーブルコインは、既に全世界で50種類以上が存在するという<sup>57</sup>。



他方、ステーブルコインをめぐるのは、第II章で紹介した資金決済法が定める「法定通貨建て資産ではない」との要件から、同法上の仮想通貨には当たらないとの解釈が見られる<sup>58</sup>。

## (2) 「デジタル通貨」発行に向けた取組

近年、仮想通貨を支える技術である「ブロックチェーン」を基盤に据えた「デジタル通貨（電子通貨）」を展開するべく、我が国の金融機関が活発な動きを見せている。例えば、三菱UFJ銀行は「coin」の発行に向けた取組を進めており、飛騨信用組合は2017（平成29）年12月、飛騨高山地域（岐阜県）において電子地域通貨「さるぼぼコイン」の流通を開始した<sup>59</sup>。

これらのデジタル通貨は、法定通貨に紐づくステーブルコインの性格を備えると同時に、発行元の金融機関によって主体的に管理が担われている。革新的なブロックチェーンの仕組みを取り入れつつ、運用と管理の両観点から資産価格の変動をもたらす「投資用資産」の側面を排除し、その用途を「支払手段」に絞った媒体と言える<sup>60</sup>。

ただし、みずほ銀行の主導の下で約60の地方銀行や信託銀行が参画し、この2019（平成31）年3月から順次提供が予定されている「J-Coin」<sup>61</sup>など、いわゆるデジタル通貨の中にはブロックチェーン技術に依拠しないと見られるものもある<sup>62</sup>。

<sup>56</sup> 2019（平成31）年1月現在、テザーの時価総額は20億米ドル前後である（CoinMarketCap HP <<https://coinmarketcap.com/>>）。なお、テザーは発行量を米ドルベースの準備金と同価値までとすることで米ドルとのレートを維持しているが、実際にはこの基準が守られておらず、過大に供給されたテザーが相場操縦などに関わっているのではないかといった疑念が持たれている（例えば、「ビットコイン 続く低迷」『日本経済新聞』2018.7.8.）。

<sup>57</sup> 『日経流通新聞』前掲注(55)

<sup>58</sup> Helms, *op.cit.*(12)

<sup>59</sup> 電子地域通貨や「さるぼぼコイン」については、川端 前掲注(9)を参照。

<sup>60</sup> 例えば、西部忠「学者が斬る 視点争点 地域に根ざした仮想通貨の挑戦」『エコノミスト』96巻19号, 2018.5.15, pp.50-51.

<sup>61</sup> みずほフィナンシャルグループ・みずほ銀行「QRコードを活用したスマホ決済サービス『J-Coin Pay』の提供開始について」2019.2.20. <[https://www.mizuho.com/jp/release/pdf/20190220release\\_jp.pdf](https://www.mizuho.com/jp/release/pdf/20190220release_jp.pdf)>

<sup>62</sup> 例えば、「三菱は「MUFGコイン」、みずほは「Jコイン」新通貨で挑むメガバンク」『週刊東洋経済』6758号、

### (3) 「中銀デジタル通貨」をめぐる動向

諸外国では、自国内でのキャッシュレス決済の普及などを背景に、「中銀デジタル通貨」などと呼ばれる中央銀行による公的なデジタル通貨の発行を見据えた取組が本格化している。スウェーデンの「e クローナ」、カナダの「CAD コイン」、シンガポールの「デジタルシンガポールドル」や中国の「チャイナコイン」といった計画が代表的である。ウルグアイでは2017（平成29）年11月、法定通貨のウルグアイペソを電子化したという「e ペソ」の試験運用が開始された<sup>63</sup>。

我が国にあっても、次代における「通貨」の一つの姿として、中央銀行が価値を保証した中銀デジタル通貨に注がれる期待は小さくない<sup>64</sup>。日本銀行は、現時点で中銀デジタル通貨の発行の計画を「なし」とする一方、ECB と共同し、金融市場インフラ<sup>65</sup>へのブロックチェーン技術などの応用に関する調査を進めている<sup>66</sup>。

## おわりに

我が国において、仮想通貨の「支払手段」としての利用はその資産価格の変動が大きすぎて敬遠される傾向が強いと言われ、本稿でも見てきたとおり、仮想通貨が支払手段として発展していくためには、差し当たり価値の安定が不可欠と考えられている。

この点、今はまだ未成熟な「投資用資産」としての仮想通貨の取引市場が整備され成長を遂げることで、多様な投資家が仮想通貨の売買取引に参加するようになり、価格は次第に落ち着いていくと予想する向きがある<sup>67</sup>。また、「仮想通貨バブル」崩壊に伴う投機マネーの減退が続くようであれば、価格の振れ幅が従前より小さくなり、かえって支払手段としての利用が進展するとも期待されている<sup>68</sup>。

こうした仮想通貨は、果たして次代の「通貨」たり得るのであろうか。それとも、「暗号資産」という新たな呼称が付されたところで、通貨としての役割は法定通貨や「ステーブルコイン」、そして「中銀デジタル通貨」を含む「デジタル通貨」などに委ね、このまま投資用資産に特化していくことになるのか。あるいは、仮想通貨バブルの崩壊は仮想通貨そのものの終焉の始まりだったのか。

いずれの道をたどるにせよ、先行きが注目されよう。

2017.11.4, pp.68-70.

<sup>63</sup> 例えば、中島 前掲注(40)

<sup>64</sup> 例えば、同上

<sup>65</sup> 金融市場インフラは、多くの金融取引の清算、決済や記録を集中的に処理する資金決済システムや証券決済システムの総称である。金融市場の機能を強化し、金融システムの安定を確保する上で不可欠な役割を果たしている。

<sup>66</sup> 「教えて！にちぎん Q 中央銀行発行デジタル通貨とは何ですか？」日本銀行 HP <<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/money/c28.htm/>>

<sup>67</sup> 例えば、川野祐司『キャッシュレス経済—21世紀の貨幣論—』文眞堂、2018、p.163.

<sup>68</sup> 例えば、『日本経済新聞』前掲注(56)